



発行 新潟県

第1号

平成29年1月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 2 新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則により知事が告示する種類及び事項の一部改正（大学・私学振興課）
- 3 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 6 保安林の指定解除予定（治山課）
- 7 保安林の指定解除予定（治山課）
- 8 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 9 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 10 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 11 土地改良事業の工事完了届（農地計画課）
- 12 平成28年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 13 道路の区域変更（道路管理課）
- 14 道路の供用開始（道路管理課）
- 15 道路の区域変更（道路管理課）
- 16 道路の供用開始（道路管理課）

公告

- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 平成28年度新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査の実施（職業能力開発課）

正誤

- 平成28年3月25日付け県報第24号主要目次及び告示第378号中（用地・土地利用課）
- 平成25年3月29日付け県報第25号告示第452号中（用地・土地利用課）

告示

◎新潟県告示第2号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）第14条第1項の規定により知事が告示する種類及び事項（平成19年3月新潟県告示721号）の一部を次のように改正する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

改正後	改正前
-----	-----

<p>1 (略)</p> <p>2 知事が告示する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項、第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 知事が告示する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)~(6) (略)</p>
--	---

◎新潟県告示第3号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 1月 6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート(通称名: AMB-CHMICA、MMB-CHMICA)及びその塩類
- (2) 2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン(通称名: Escaline)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド(通称名: Furanylfentanyl、Fu-F)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年12月31日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成29年 1月 6日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
悠久調剤薬局	長岡市殿町2丁目5-4 ニューツチダビル1F	育成医療・更生医療	平成29年1月1日
にわさき薬局	見附市学校町1-8-33	育成医療・更生医療	平成29年1月1日
わかば薬局 長町店	長岡市長町2丁目字長町 甲1649番8	育成医療・更生医療	平成29年1月1日

◎新潟県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
大手薬局 神田店	長岡市神田町3-2-17	育成医療・更生医療	平成28年10月31日
四日町薬局	十日町市新座甲620-5	育成医療・更生医療	平成28年11月6日
にいがた調剤薬局 長岡	長岡市長町2-甲 1643-11	育成医療・更生医療	平成28年11月30日

◎新潟県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬3の66（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬3の66（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年1月6日

新潟県長岡地域振興局長

- 退任
理事 長岡市高島町452番地 矢尾板 登

退任年月日 平成28年11月30日

◎新潟県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成28年12月9日認可した。

平成29年 1 月 6 日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営国府川左岸地区 農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地改良保全（土地改良総合整備（担い手支援型））事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月 6 日

新潟県佐渡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年 1 月 10 日から平成29年 2 月 6 日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成29年 1 月 6 日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
阿賀野市 樋口 耕一 ほか 53 名	山王・新座下	区画整理事業	平成 28 年 12 月 19 日

◎新潟県告示第12号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画（平成28

年12月9日新潟県告示第1259号)を次のとおり変更する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-18計画区・第03-26-1計画区・第14-15-1計画区及び第09-16-1計画区	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
新発田市	新発田市の第3計画区及び第4計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第27計画区・第28計画区・第29計画区・第30-1計画区及び第30-2計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第8計画区・市街第9計画区・市街第10計画区・市街第11計画区・市街第12計画区及び市街第13計画区	〃
見附市	見附市の第5計画区・第6計画区及び第7計画区	〃
村上市	村上市の朝第32計画区・朝第33計画区・朝第33-2計画区・朝第35計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第22計画区及び第23計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第36-2計画区・第37-1計画区・第37-2計画区及び第38計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第53-1計画区・第57-1-1計画区・第57-1-2計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区及び第56計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-2計画区	〃

南魚沼市	南魚沼市の第8-1計画区・第8-2計画区・第9-1計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第45計画区及び第46計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第36計画区・第37計画区及び第38計画区	〃
田上町	田上町の第3計画区及び第4計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区・第5-2計画区・第6-2計画区及び第7計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第一計画区・第二計画区及び第三計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第102-3計画区・第105-1計画区及び第105-2計画区	〃
津南町	津南町の第2計画区及び第3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-3計画区・第13-1計画区・第11-4計画区・第13-2計画区及び第11-5計画区	〃
関川村	関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区・第15-2計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	〃

◎新潟県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 1月 6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市豊町四丁目502番から	新	19.3~30.8メートル	73.8メートル

同市豊町四丁目511番2まで	旧	19.6～20.3メートル	73.8メートル
----------------	---	---------------	----------

◎新潟県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 新発田津川線
- 2 供用開始の区間
新発田市豊町四丁目502番から同市豊町四丁目511番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月6日

◎新潟県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市市野江丙62番3から	新	12.0～123.9メートル	53.0メートル
同市市野江丙62番3まで	旧	12.0～59.9メートル	53.0メートル

◎新潟県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市市野江丙62番3から同市市野江丙62番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月6日

公 告

予算の公表について（公告）

平成28年12月22日新潟県議会において議決された平成28年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成29年 1 月 6 日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成28年度新潟県一般会計補正予算

平成28年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,862,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,363,325,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 8,129,020	千円 △ 166,720	千円 7,962,300	
	第1項 分担金	2,332,044	△ 59,403	2,272,641	
	第2項 負担金	5,796,976	△ 107,317	5,689,659	
第9款 国庫支出金		175,773,021	1,840,461	177,613,482	
	第1項 国庫負担金	38,787,092	345,474	39,132,566	
	第2項 国庫補助金	133,665,016	1,494,987	135,160,003	
第13款 諸収入		167,322,055	189,947	167,512,002	
	第5項 受託事業収入	5,933,173	△ 17,592	5,915,581	
	第6項 収益事業収入	4,003,172	512	4,003,684	
	第8項 雑収入	8,887,280	207,027	9,094,307	
第14款 県債		310,170,000	2,999,000	313,169,000	
	第1項 県債	310,170,000	2,999,000	313,169,000	
歳 入	合 計	1,358,463,033	4,862,688	1,363,325,721	

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,427,851	△ 246	1,427,605
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	40,120,594	218,922	40,339,516
	第2項 政 務 管 理 費	4,356,092	20,689	4,376,781
	第3項 総 務 計 画 費	23,994,732	146,214	24,140,946
	第4項 徴 収 調 査 費	577,001	△ 10,485	566,516
	第5項 税 務 費	7,171,880	46,595	7,218,475
	第6項 市 町 村 振 興 費	1,445,630	14,782	1,460,412
	第7項 選 挙 委 員 会 費	2,174,591	185	2,174,776
	第8項 人 事 委 員 会 費	151,549	333	151,882
	第9項 監 査 委 員 会 費	249,119	609	249,728
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	8,868,437	351,991	9,220,428
	第2項 防 災 費	2,287,126	△ 870	2,286,256
	第3項 環 境 企 画 費	4,334,431	173,094	4,507,525
	第4項 環 境 対 策 費	598,824	26,468	625,292
	第5項 環 境 対 策 費	364,901	△ 712	364,189
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	1,283,155	154,011	1,437,166

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	167,506,914	388,012	167,894,926
	第2項 国保・福祉指導費	26,533,259	224,083	26,757,342
	第3項 医療事務費	45,571,247	4,338	45,575,585
	第4項 医師・看護職員確保対策費	5,437,966	△ 7,772	5,430,194
	第5項 高齢福祉保健費	1,888,065	△ 13,189	1,874,876
	第6項 健康対策費	39,338,336	9,250	39,347,586
	第7項 生活衛生費	6,208,307	△ 3,207	6,205,100
	第8項 障害福祉費	3,300,497	△ 21,212	3,279,285
	第9項 児童家庭費	19,138,774	186,890	19,325,664
	第10項 少子化対策費	2,589,167	△ 3,072	2,586,095
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	2,836,908	13,560	2,850,468
	第2項 労働政策雇用費	127,112	△ 56	127,056
	第3項 職業能力開発費	522,762	△ 4,189	518,573
第6款 産業費	第1項 産業政策費	2,187,034	17,805	2,204,839
	第2項 産業振興費	140,798,040	1,451,220	142,249,260
	第3項 商業・地場産業振興費	125,718,997	583,000	126,301,997
	第4項 産業立地費	1,604,566	645,725	2,250,291
	第5項 観光費	314,889	△ 12,011	302,878
		10,996,935	△ 966	10,995,969
		2,162,653	235,472	2,398,125

第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 費 第2項 地 域 農 政 推 進 費 第3項 農 産 園 芸 費 第4項 經 営 普 及 費 第5項 食 品 流 通 費 第6項 畜 産 業 費 第7項 水 産 業 費 第8項 林 業 費 第9項 農 地 管 理 費 第10項 農 地 基 盤 整 備 費 第11項 農 地 計 画 費	107,238,624 4,092,508 11,768,692 1,666,696 3,799,247 340,125 878,114 4,629,301 18,578,321 5,694,582 54,231,160 1,559,878	1,727,971 37,815 △ 849 4,312 29,543 10,748 17,818 22,745 105,294 6,489 1,435,770 58,286	108,966,595 4,130,323 11,767,843 1,671,008 3,828,790 350,873 895,932 4,652,046 18,683,615 5,701,071 55,666,930 1,618,164
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費 第2項 道 路 橋 り よ う 費 第3項 河 川 海 岸 費 第4項 砂 防 費 第5項 都 市 計 画 費 第6項 建 築 費 第7項 交 通 政 策 費 第8項 港 灣 振 興 費	165,826,666 11,254,144 65,599,877 29,677,682 17,734,540 10,663,989 14,528,738 4,224,500 506,085	236,920 △ 11,635 △ 274,355 1,799,269 199,193 △ 1,904,444 201,096 60,605 167,191	166,063,586 11,242,509 65,325,522 31,476,951 17,933,733 8,759,545 14,729,834 4,285,105 673,276
第9款 警 察 費		51,416,881	△ 3,588	51,413,293

	第1項 警 察 管 理 費	47,850,587	△	100,100	47,750,487
	第2項 警 察 行 政 費	3,566,294		96,512	3,662,806
第10款 教 育 費		220,413,064		478,454	220,891,518
	第1項 教 育 総 務 費	9,655,355		24,514	9,679,869
	第2項 小 中 学 校 費	125,401,589		357,960	125,759,549
	第3項 高 等 学 校 費	50,336,016	△	98,266	50,237,750
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	18,544,828	△	116,727	18,428,101
	第5項 生 涯 学 習 推 進 費	907,507		328,379	1,235,886
	第8項 私 学 教 育 振 興 費	10,118,586	△	17,406	10,101,180
第11款 災 害 復 旧 費		8,035,034	△	528	8,034,506
	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,952,945	△	528	1,952,417
歳 出	合 計	1,358,463,033		4,862,688	1,363,325,721

第2表 債務負担行為補正 1 追加					
事項	項目	期間	限度	額	説明
	新潟ユニゾンプラザ管理協定	平成29年度から平成33年度まで		109,735千円	
	特定疾患管理システム等改修業務委託契約	平成29年度		22,443千円	
	新潟県新星学園管理協定	平成29年度から平成33年度まで		367,711千円	
	新潟県起業化支援・交流拠点施設管理協定	平成29年度から平成33年度まで		41,420千円	
	県営漁港災害復旧工事請負契約	平成29年度		20,000千円	
	県営漁港維持補修工事請負契約	平成29年度		2,000千円	
	県営漁港整備工事請負契約	平成29年度		5,000千円	
	県営漁港調査委託契約	平成29年度		10,000千円	
	土砂災害緊急治山事業工事請負契約	平成29年度		20,000千円	
	土砂災害緊急治山工事調査委託契約	平成29年度		10,000千円	
	一般国道402号野積橋架替工事費用負担協定 (相手方 北陸地方整備局)	平成29年度から平成34年度まで		4,000,000千円	

一般国道403号道路改良工事請負契約	平成29年度	70,000千円
県道島見新発田線緊急地方道路整備工事請負契約	平成29年度	55,000千円
県道城内焼野線緊急地方道路整備工事請負契約	平成29年度	85,000千円
県道十日町当間塩沢線新野中橋下部工事請負契約	平成29年度	70,000千円
県道西中糸魚川線緊急地方道路整備工事請負契約	平成29年度	100,000千円
一級河川柿川広域河川改修(排水機場建屋)工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで	150,000千円
笠堀ダム堰堤改良(エレベータ設備)工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで	180,000千円
見附下新町線橋梁下部工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで	400,000千円
横山町亀貝線信号機賃借契約	平成29年度から平成30年度まで	5,400千円
新潟県立紫雲寺記念公園管理協定	平成29年度から平成35年度まで	693,504千円
新潟スタジアムネーミングライツ業務委託契約	平成29年度から平成31年度まで	42,000千円
跨線橋点検委託契約	平成29年度	100,000千円
道路改良工事請負契約	平成29年度	70,000千円
緊急地方道路整備工事請負契約	平成29年度	397,000千円

通常砂防工事請負契約	平成29年度	160,000千円
総合流域防災(砂防)工事請負契約	平成29年度	100,000千円
地すべり対策工事請負契約	平成29年度	75,000千円
地すべり対策工事調査委託契約	平成29年度	155,000千円
街路整備工事請負契約	平成29年度	90,000千円
土木施設等環境整備対策工事請負契約	平成29年度	70,500千円
道路維持調査委託契約	平成29年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	平成29年度	200,000千円
道路維持管理委託契約	平成29年度	500,000千円
奥只見シルバークライン維持管理委託契約	平成29年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	平成29年度	7,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	平成29年度	141,000千円
橋りょう維持管理委託契約	平成29年度	100,000千円
道路改築整備工事請負契約	平成29年度	350,000千円

地域づくり基盤道路整備工事請負契約	平成29年度	350,000千円
防災・防雪施設維持修繕工事請負契約	平成29年度	10,000千円
道路安全施設工事請負契約	平成29年度	423,000千円
道路改善工事請負契約	平成29年度	146,000千円
道路防災対策工事請負契約	平成29年度	50,000千円
舗装道補修工事請負契約	平成29年度	736,000千円
防災・防雪施設補修工事請負契約	平成29年度	30,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	平成29年度	182,000千円
道路融雪施設補修工事請負契約	平成29年度	300,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	平成29年度	63,000千円
河川調査委託契約	平成29年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	平成29年度	55,000千円
河川維持工事請負契約	平成29年度	354,000千円
河川維持流量観測委託契約	平成29年度	3,000千円

河川海岸巡視委託契約	平成29年度	76,000千円
河川施設補修工事請負契約	平成29年度	50,000千円
河川整備工事請負契約	平成29年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	平成29年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	平成29年度	40,000千円
海岸整備工事請負契約	平成29年度	3,000千円
ダム堆砂測量委託契約	平成29年度	9,000千円
ダム流木処理業務委託契約	平成29年度	4,000千円
ダム堆積土浚渫委託契約	平成29年度	5,000千円
災害関連緊急調査委託契約	平成29年度	7,000千円
砂防工事請負契約	平成29年度	35,000千円
土砂災害緊急工事請負契約	平成29年度	80,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	平成29年度	8,000千円
展望室(朱鷺メッセ)管理協定	平成29年度から 平成35年度まで	84,379千円

港湾施設改修工事請負契約	平成29年度	129,000千円
港湾施設改良統合補助工事請負契約	平成29年度	24,000千円
港湾海岸保全工事請負契約	平成29年度	100,000千円
港湾整備工事請負契約	平成29年度	50,000千円
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	平成29年度	1,000千円
港湾維持修繕工事請負契約	平成29年度	59,000千円
港湾等調査委託契約	平成29年度	15,500千円
当直用寝具賃借契約	平成29年度	16,109千円
施設補修工事請負契約	平成29年度	3,000千円
安全運転管理者講習委託契約	平成29年度	35,348千円
交通安全施設整備工事請負契約	平成29年度	200,000千円
ワンストップサービスシステム賃借契約	平成29年度から 平成34年度まで	291,856千円
新潟県政記念館管理協定	平成29年度から 平成30年度まで	16,056千円
漢字三千年展(仮称)開催費用負担協定 (相手方 漢字三千年展実行委員会(仮称))	平成29年度	10,000千円

2 変更											
事	項	補		正		前		補		明	
		期	間	限	額	度	額	期	間		
	一般国道404号信号機賃借契約	平成26年度から平成28年度まで				16,000千円		平成26年度から平成29年度まで		22,000千円	説

起債の目的		補		正		前		正		後		
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	償還の方法
道路事業費	9,478,000									10,408,000		
河川事業費	12,039,000									13,453,000		
海岸事業費	857,000									798,000		
砂防事業費	7,657,000									7,977,000		
公園事業費	2,487,000									1,383,000		
公営住宅建設事業費	340,000									415,000		
農地事業費	15,845,000									15,928,000		
生涯学習施設等整備事業費	152,000									320,000		
社会福祉施設整備事業費	454,000									475,000		
地域活性化事業費	1,152,000									1,418,000		
防災対策事業費	1,669,000									1,741,000		

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

年9パーセント以内

普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)

補正前に同じ

地方道路等整備事業費	17,286,000				16,603,000		
合併特例事業費	2,224,000				3,133,000		
地域機関改修事業費	7,392,000				8,127,000		
行政改革推進債	8,043,000				7,895,000		
合 計	310,170,000				313,169,000		

平成28年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成28年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入	第5項 繰入金	13,420,934		13,420,934	千円
	第7項 県債	2,325,086	△ 3,000	2,322,086	
歳 入	合 計	13,420,934		13,420,934	

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 流域下水道事業費	第1項 管 理 費		13,405,687 千円		13,405,687 千円
	第2項 建 設 費		3,581,778	△ 30,323	3,551,455
歳 出		合 計	13,420,934		13,420,934

起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
第2表 地方債補正 1 変更 流域下水道事業費		2,599,000	千円	普通貸借又 は債券発行 (金額を回 が額を下は をきぞ、 額を埋め め金額に 金額を加 したる。)	年9パー ト以内	借入れの年 含み又は均 等1期又は 不度又は均 度又は均等 借入の年か 含み又は均 等1期又は 不度又は均 度又は均等	償還方法は 償還方法は 償還方法は 償還方法は 償還方法は	償還方法は 償還方法は 償還方法は 償還方法は 償還方法は	2,602,000	千円	補正前に 同し	償還の方法 償還の方法 償還の方法 償還の方法 償還の方法	

平成28年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 電気事業費用	千円 5,876,466	千円 △ 23,160	千円 5,853,306
第1項 営業費用	4,807,936	△ 21,961	4,785,975
第3項 事業外費用	652,816	△ 1,199	651,617

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 1,029,329	千円 1,006,169

平成28年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	工業用水道事業費用	2,236,623	△ 4,065	2,232,558
第1項	営業費用	2,185,374	△ 4,065	2,181,309

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額231,544千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	資本的収入	716,801	250,000	966,801
第1項	企業債	656,900	193,800	850,700
第5項	国庫補助金		56,200	56,200

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 928,345	千円 270,000	千円 1,198,345
第1項 建設改良費	784,310	270,000	1,054,310

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				減 積 立 金	債 積 立 金	建設改良 積立金	過 過 過 過 損 損 損 損 留 留 留 留 保 保 保 保 資 資 資 資 金 金 金 金
第1項 建設改良費	千円 1,054,310	千円 966,801	千円 87,509	千円 41,862	千円 13,970	千円 323	千円 73,216
第2項 企業債償還金	144,035		144,035	41,862		101,313	860
計	1,198,345	966,801	231,544	41,862	13,970	101,636	74,076

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
新潟臨海工業用水道改築事業費	千円 324,200	千円 518,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 377,184	千円 373,119

平成28年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	3,555,284	362	3,555,646
第1項 営業費用	3,518,625	362	3,518,987

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職員給与費	66,798	67,160

平成28年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	73,920,474	318,245	74,238,719
第1項	医療費用	69,695,892	315,176	70,011,068
第2項	医療外費用	1,803,746	3,069	1,806,815

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,541,898千円は、過年度分損益勘定留保資金1,537,437千円及び当年度分損益勘定留保資金2,004,461千円で補てんするものとする。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	11,197,808	△ 328	11,197,480
第1項	建設改良費	5,110,447	△ 328	5,110,119

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 37,451,270	千円 37,769,187

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 申請のあった年月日

平成28年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人頸城野ドキュメントライブラリー

3 代表者の氏名

藤野 正二

4 主たる事務所の所在地

上越市仲町2丁目8番4号

5 定款に記載された目的

この法人は、新潟県上越地方の住民・団体などが記録した歴史遺産・文化財関連の映像（写真や動画）や録音音声消失していくのを防ぐため、保存と継承を呼びかけ、それらを積極的に掘り起して収集・調査すると同時に、現在の頸城野文化・生活なども記録保存し、歴史資料として未来に継承と活用が出来るようライブラリーとすることを目的とした事業。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する支援活動

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ大島店

所在地 長岡市大島本町3丁目1番地57

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）ナルス大島店・クスリのアオキ大島店

（変更後）クスリのアオキ大島店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及びその代表者

（変更前）株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志 他1者

（変更後）株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者及びその代表者

（変更前）株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志 他2者

（変更後）株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

3 変更年月日

2 (1) 平成28年11月14日

2 (2)、(3) 平成26年8月19日ほか

4 変更の理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者を1社に変更するとともに、小売業を行う者の代表者を変更し

たため。

- 5 届出年月日
平成28年12月21日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年1月6日から平成29年5月6日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

平成28年度新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査の実施について(公告)

技能審査認定規程(昭和48年9月労働省告示第54号)に基づく平成28年度新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査を次のとおり実施する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 実施期日
 - (1) 学科試験
平成29年3月4日(土)
 - (2) 実技試験
平成29年3月5日(日)
- 2 実施場所
村上市下相川316番2号
村上高等職業訓練校
- 3 等級の区分
1級及び2級
- 4 受験申請の手続き
 - (1) 提出書類
村上木彫堆朱彫刻技能審査受験申請書(以下「申請書」という。)
実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 - (2) 提出先
郵便番号950-0965
新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル4階
新潟県職業能力開発協会
 - (3) 受付期間
平成29年2月1日(水)から平成29年2月8日(水)まで
 - (4) 受験申請に関する注意
 - ア 申請書の用紙及び受験案内は、新潟県職業能力開発協会で作成する。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「村上木彫堆朱彫刻技能審査受験申請書用紙請求」と朱書きすること。
 - エ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「村上木彫堆朱彫刻技能審査受験申請書在中」と朱書きすること。
 - オ なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- 5 合格者の発表等
 - (1) 合格発表の期日
平成29年3月24日(金)
 - (2) 合格発表の方法
新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査の合格者には、技能審査合格通知書で通知する。
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 合格証書の交付

新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査の合格者には、合格証書を交付する。

なお、合格証書の交付日及び交付場所は、技能審査合格通知書に記載して通知する。

6 その他

新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査の詳細については新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）へ問い合わせること。

正 誤

平成28年3月25日付け県報第24号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	19	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱の一部改正

平成28年3月25日付け新潟県告示第378号（新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱）中

ページ	行	誤	正
8	32	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和48年4月17日新潟県告示第562号）	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和60年3月新潟県告示第999号）

平成25年3月29日付け新潟県告示第452号（新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱の一部改正）中

ページ	行	誤	正
109	14	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和48年4月17日新潟県告示第562号）	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和60年3月新潟県告示第999号）